

## 西宮市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新生児聴覚検査（以下「検査」という。）の費用を助成することにより、新生児期の聴覚に関する異常の早期の発見及びこれに対する早期の対応を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この事業による助成の対象者は、検査時において、西宮市に住民登録がある住民税非課税世帯又は生活保護世帯の生後3か月未満の新生児とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めた場合は、助成の対象者とすることができる。

### (助成の対象となる検査及び助成上限額)

第3条 助成の対象となる検査及び助成上限額は、次のとおりとする。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査 (AABR) 5,000 円
- (2) 聴性脳幹反応検査 (ABR) 5,000 円
- (3) 耳音響放射検査 (OAE) 3,500 円

2 前項に規定する助成の対象となる検査は、生後3か月未満の新生児に対し出生後初めて実施する聴覚検査であって、保険診療が適用されないものとする。

### (申請及び支給)

第4条 当該検査の費用助成を受けようとする新生児の保護者は、新生児聴覚検査費助成金交付申請書兼請求書を、次に掲げる書類を添えて、検査日から6か月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 検査費に係る医療機関の領収書及び診療明細書
- (2) 検査を受けたことが証明できる母子健康手帳の写し又は検査結果がわかるもの
- (3) 検査時において住民税非課税世帯（当該年度の住民税が確定していない場合は前年度の住民税による）又は生活保護世帯であることがわかるもの  
ただし、市長が住民税課税額等を確認することに申請者が同意した場合は、書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、償還払いにより助成を行うものとする。

### (助成金の返還)

第5条 市長は、申請者が詐欺その他不正の行為によって助成金の交付を受けたときは、その者から助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

### (補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。